

3 日本農業経営学会会費未納者の除名に関する規程

第1条 会則第13条に規定された会費を納めない者を除名する場合、この規程に基づくものとする。

第2条 会費未納者に対し事務局は毎年2回の督促を行うものとする。その上でなお3ヶ年滞納した場合は脱会者として扱い除名する。

第3条 会員の除名は会計年度末をもって処理し、理事会で決定する。

第4条 本規程の改廃は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

付 則 前年度の会費未納者に対して、それが確認された2年後7月末以降の会誌発送は停止する。

付則2 除名扱いになった者が再入会をする場合には、当該年を含む3カ年分の会費を納入し、誓約書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

1. 本規程は昭和58年10月22日に制定し、同日から施行する。
2. 規程の一部を平成19年09月12日から改正する。
3. 規程の一部を平成27年09月11日から改正する。